

学校給食施設整備実施計画変更計画

平成 27 年 3 月

成田市教育委員会

はじめに

1. 変更計画策定の背景	1
2. 変更計画策定の目的	1
3. 変更計画策定の方針	1

I. 各学校における給食施設整備の可能性

1. 各学校施設の現況の把握	3
2. 給食施設整備の可能性	6

II. 給食施設配置計画

1. 給食施設の配置方針	7
2. 将来給食数の算出及び組合せ	8
(1) 将来給食数の算出	8
(2) 現計画の組合せ	9
(3) 変更計画の組合せ	11
(4) 整備案の比較	13

III. 施設の整備計画

1. 施設整備計画	14
(1) 給食施設の平面レイアウト	14
(2) 給食施設に求められる機能の整理	14
2. 施設規模と配置	17
3. 概算コスト	22
4. 整備スケジュール	23
5. パブリックコメントの実施結果	24
6. 課題の整理	25

資料編

1. 学校給食法（抜粋）	26
2. 学校給食衛生管理基準（抜粋）	29

はじめに

1. 変更計画策定の背景

本市では、平成 23 年 1 月に策定した学校給食施設整備実施計画（以下「現計画」という。）に基づき整備を進めています。

現在、市内の小中学校の学校給食は、本所及び分所（玉造）、下総分所（名古屋）、大栄分所（松子）の 3 センター及び現計画に基づき整備した公津の杜中学校学校給食共同調理場、本城小学校学校給食共同調理場の 5 か所で調理し、各学校に提供しています。

一方、現計画策定後の一部の学校における様々な状況の変化を鑑み、今後整備を推進するにあたって、施設整備及び配送対象となる各学校の児童生徒数の見通し、施設状況の再確認を行い、施設の整備計画を見直す必要性が生じています。

2. 変更計画策定の目的

前述の状況下、各学校施設の現状を再把握し、将来にわたっての給食施設の配置計画の見直しを行い、整備実施計画の変更計画を策定することを目的としています。

3. 変更計画策定の方針

① 現状

本市では、現計画に基づき「親子方式」による学校給食施設の整備を行ってきました。

しかし、整備を計画している学校のうち、吾妻小学校では、児童数の増加による増築により、現敷地では施設を配置することが困難な状況になっています。

一方、既に整備済の共同調理場では、小学校用と中学校用の給食を作ることで、調理現場の負担が大きくなっている状況もみられます。

また、現計画策定後の平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、西中学校や隣接している加良部小学校には大勢の近隣住民が避難してきた経緯を鑑み、防災上の機能等も考慮し、ニュータウン地区内の大規模校 2 校においては、多目的に活用が可能なスペースを確保する視点も求められています。

② 方針

現計画の方針である「アレルギー食の対応、概ね 1500 食以下」、「あたたかい給食の提供」、「食育の推進」を念頭に配置計画を進めていくため、小学校給食はきめ細かいアレルギー対応食への取り組みとあたたかい給食の提供、食育面を重視し、調理風景を身近に感じられるよう親子方式での継続的な整備を基本方針とします。その上で、給食施設整備が困難となった学校敷地の状況、昨今の建設費高騰傾向、現在の玉造（本所・分所）給食センターの老朽化などを鑑み、中学校給食についてはセンター方式を導入した際の利点も検討し、今後の新たな整備方針を策定することとします。

以下に示す方針により再整備案を検討します。

○小学校給食については、引き続き親子方式による親の学校とエリアの再整備

○中学校給食については、玉造給食センター用地を活用した再整備

※成田ニュータウン地区周辺のみ見直しを行います。

I. 各学校における給食施設整備の可能性

1. 各学校施設の現況の把握

各学校施設及び玉造給食センターの現況調査については、施設台帳を基に小学校及び中学校の調査を行うとともに、現計画の親となる学校の現状を再調査し、校舎、配膳室等の配置、接道条件、法規制等の状況を再確認し、給食施設配置の可能性を調査しました。

【再詳細調査対象校一覧】

小学校一覧

- ・平成小学校
- ・美郷台小学校
- ・向台小学校
- ・加良部小学校
- ・神宮寺小学校
- ・吾妻小学校

中学校一覧

- ・西中学校

※ 公津の杜中学校、本城小学校及び公津の杜小学校は、給食施設が整備済又は整備中のため、再調査は実施しませんでした。

※ 下総地区及び大栄地区については、給食施設の建設予定地の検討はされているものの、下総分所及び大栄分所は平成2年に整備されており、成田（玉造）に比べて再整備が急務でないことや、大栄統合小学校等の整備も予定されていることから、詳細については今後の状況を見守りながら、検討していきます。

■ 各学校の給食施設整備についての評価表

用途 地域	建入率	容積率	給食施設設置スペース		学校運営への影響		凡例 (◎：特に優れる ○：優れる △：問題があるが解決可能 ×：大きな問題がある)		評価	備考		
			想定位置	接道(法規面、アクセス面)	安全確保 (車両動線分離)	教室環境への影響	屋外施設への影響	周辺環境・景観への影響			既存校舎との接続(自校分配膳動線)	
平成小学校	60%	200%	① 北西側 (体育館北側駐車場)	北側市道(正門)及び西側市道(裏門)に接道。	西側裏門から完全な動線分離が可能(但し、児童ホームに近接する)。	特に日照などの悪影響なし。	体育館北側駐車場の代替スペースが必要となるが、用地は確保可能と考える。	景観は問題なし。西側住宅地への音、臭気等の配慮が必要である。	高低差及び配置から、校舎との直接接続は不可(車両等による配送となる)。	△ 動線面、景観・環境面、スペース等は好条件だが、自校分の配送に課題がある。	用途の許可不要	
				北側市道(正門)に接道。	正門からの車両アクセスとなる想定され、動線分離が困難。	特に日照などの悪影響なし。	グラウンドの競走コート変更等が必要となる。	正門から正面に位置するため、学校の景観面として問題がある。	既存配膳室には近接するが、高低差及び児童動線との交錯から直接接続は不可(車両等による配送となる)。	△	動線や景観面に問題がある。	用途の許可不要
				直接道なし(西側裏門からルートは確保可能)。	西側裏門を使用し、児童動線と納品配送車動線との分離可能。	現在、仮設校舎があるため、校舎の増設スペースに合わせる必要がある。	校舎裏側に学校菜園等があるが、学校敷地内の他の場所への移設が可能である。	卸売市場側に面しているため、住宅地側と比較して影響が小さい。	完全な動線分離が可能で、設置可能なスペースあり。	〇	〇	〇
美郷台小学校	50%	100%	北東側 (旧芝生広場、駐車場)	北側、東側市道(幅員約6m)に面する角地である。	北側裏門からの車両アクセスとすれば、児童動線と納品配送車動線との分離可能。	校舎北側であり、特に問題なし。但し、将来校舎増築予定地に隣接するため調整を要する。	広場及び駐車場の代替スペース等が必要となるが、学校敷地内の他の場所での使用が可能である。	北側住宅地への音、臭気等の配慮が必要である。	◎ 既存校舎に近接し、直接接続が可能。	◎ スペース、安全確保、接道、既存校舎接続などに優れる。	用途の許可必要	
				児童の登下校に使用する南側線(幅員4m)と分離し、車両アクセスは東側市道(幅員14m正門側)となる。	正門からの車両動線となるが、児童の下校には使用しておらず、また、敷地内通路は歩車道間に併走があり、分離可能。	校舎東側であるが、隣接があり、特に影響なし。	広場が無くなるため、代替スペース等が必要となるが、学校敷地内の他の場所での使用を対応可能である。	周囲が道路等のため、特に影響なし。	◎ 既存校舎の下と渡り廊下により接続可能。	◎ スペース、学校運営への影響の低さ及び動線等により整備に適する。	〇	〇
向台小学校	60%	200%	東側 (旧フレハブ校舎跡地、芝生広場、低学年遊び場)	児童の登下校に使用する南側線(幅員4m)と分離し、車両アクセスは東側市道(幅員14m正門側)となる。	正門からの車両動線となるが、児童の下校には使用しておらず、また、敷地内通路は歩車道間に併走があり、分離可能。	校舎東側であるが、隣接があり、特に影響なし。	広場が無くなるため、代替スペース等が必要となるが、学校敷地内の他の場所での使用を対応可能である。	◎ 既存校舎の下と渡り廊下により接続可能。	◎ スペース、学校運営への影響の低さ及び動線等により整備に適する。	〇	用途の許可必要	

■ 各学校の給食施設整備についての評価表		凡例 (◎：特に優れる ○：優れる △：問題があるが解決可能 ×：大きな問題がある)				評価	備考				
用途 地域	建 率	容 積 率	給食施設設置スペース 想定位置	接道(法線面、 アクセス面)	安全確保 (車両動線分離)			教室環境への 影響	屋外施設への 影響	周辺環境・景観 への影響	既存校舎との接 続(自校分配膳 動線)
加良部小学校 第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	東側(校舎・第一 運動場間の緑 地及び駐車場)	東側を緑道(幅 員約4m)に面す るがアクセスは 南側市道(幅員 約25m)からと なる。	正門は児童と共用と なり、また校舎昇 降口から運動場及び プールへの動線と車 両動線が交錯する。	校舎の北側であ り、特に日照な どの悪影響な し。	緑地・駐車場が なくなるため、 代替スペース等 が必要となる が、用地は確保 可能と考える。	隣接する住宅地 (集合住宅)へ の影響が懸念さ れる。	△ 既存校舎との接 続は可能である が、配膳室は離 れているため、 配膳室も含めた 増築が考えられ る。	× 動線・安全確保 面、周辺住宅地 への影響を鑑み ると難がある。 また、防災面を 考慮し、空地確 保が望まれている。	用途の許可 必要
神宮寺小学校 第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	北東側 現駐車場	東側の市道(幅 員約10m)と高 低差が1m程度 あるが、スロー プ設置により出 入が可能。	正門を共用する事は 安全面、車両動線面 (鋭角転回必要)で 困難である。専用出 入ロを設ければ児童 動線と納品配送車動 線との分離可能(東 側の通用口付近)。	校舎北東側であ り、特に日照、 通風面での影響 なし。	駐車場の代替ス ペースが必要と なるが用地は確 保可能と考え る。	△ 戸建て住宅に面 する(但し、前 面道路も広く影 響は少ない見込 み)。	△ 現配膳室との直 接の接続は距離 があり困難であ るが、既存校舎 廊下への接続は 可能(但し、ク ラウドへの児童 動線との調整 は必要)。	◎ 設置可能なス ペース有り。但 し、動線確保の ための出入口設 置、段差解消が 必要となる。ま た、既設理設 の移設の可能性 がある。	用途の許可 必要
吾妻小学校 第一種低層住 居専用地域	50%	100%	北側(現駐車 場)	西側を市道(幅 員約14m)に面 する。	正門は共用となり、 動線分離が困難であ る。高低差の関係か ら、専用出入口の設 置は困難である。	給食施設の建設 により、校舎へ の北側からの採 光や校舎北側の プール等の通用 等に影響があ る。	駐車場の代替ス ペースが必要だ が、確保が難し い。	○ 幅員約14mの 道路のみに面し ており、特に問 題なし。	◎ 現配膳室との直 接の接続が可能 である。	× 動線分離による 安全確保に問題 がある。給食施設 の建設により既存校舎 への影響が大き く、難がある。	用途の許可 必要
西中学校 第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	東側 (スポーツ広 場)	北東側を市道 (幅員約12m) に接道する角地 であるが、長大 気汚染常時監視 測定高があり、 また市道には横 断歩道、バス停 があることから やや困難。	別途出入口の設置が 左記理由により困難 な場合は、北側既存 出入口からのアク セスとなる(一般車 両、登下校動線との 交錯がある)。	校舎と離れてお り特に影響な し。	スポーツ広場が 減少する。中学 校のため多様な 運動場を整備さ れており、確保 が望まれるが、 代替スペースが 無い。	△ 南東側には緑道 を挟んで住宅地 (集合住宅)が あるため、音、 臭気等の配慮が 必要である。	○ 渡り廊下による 接続となる(渡 り廊下が長くな るとともに、現 在の渡り廊下の 改修も必要)。	× 動線面、屋外施 設への影響から 整備には難があ る。また、防災 面を考慮し、空 地確保が望まれ ている。	用途の許可 必要

2. 給食施設整備の可能性

再調査を行った学校について、給食施設設置可能スペース、学校運営への影響、周辺環境・景観への影響、既存校舎との接続（自校分配膳動線）を検討し、給食施設の設置可否を検証しました。

各学校の給食施設整備についての評価表に示すとおり、以下の学校を親の学校として給食施設を整備可能な学校として選定しました。

- ・平成小学校
- ・美郷台小学校
- ・向台小学校
- ・神宮寺小学校

調査の結果、各学校の現状は現計画の策定時と概ね変わりありませんでしたが、吾妻小学校については、児童生徒数の増加による校舎の増築等により、調理場の整備が厳しい状況となっています。

また、現計画策定後の平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、西中学校や隣接している加良部小学校には大勢の近隣住民が避難してきた経緯があるため、防災上の機能等も考慮し多目的に活用が可能なスペースを確保する視点から見直しを行い、これらの両校については、親子方式における子の学校としました。

Ⅱ. 給食施設配置計画

1. 給食施設の配置方針

親子の組合せ及び給食施設の配置について、以下に示す方針により定めるものとします。

- ①食物アレルギー対応やあたたかい給食の提供が可能であり、かつ、できる限り効率的な施設とするため、概ね 1000 食から最大でも 1500 食以下の食数規模となるように親子の組合せを行う。
- ②食育面を考慮し、小学校に給食施設を配置することを目指す。
- ③配膳面を考慮し、校舎に接続できる位置に整備するものとし、敷地内における車両配送は極力行わないこととする。
- ④中学校給食は玉造給食センター用地を利用し、給食の提供を目指す。

2. 将来給食数の算出及び組合せ

(1) 将来給食数の算出

親子の組合せを行うにあたって、以下の手順に沿って将来の給食数の算出を行いました。

- ①「平成 26 年度 児童・生徒数推移表」(成田市教育委員会)より、小学校及び中学校は平成 28 年度から 32 年度までの最大となる児童生徒数を抽出する。
- ②新設小学校の児童生徒数の推計値は、統合予定である各学校の児童生徒数の推計値の最大となる値を合計した数を採用する。
- ③職員数の推計値は、同規模の学校を参考に平成 26 年度と推計時のクラス数の増減分を考慮した値を想定値として設定する。

以上より算出した児童生徒数と職員数の推計値を合計したものを各学校の提供食数とし、以下に示します。

■小学校

学校名	推計値		
	児童数	職員数	提供食数
成田小学校	896	56	952
久住小学校	375	25	400
豊住小学校	57	14	71
八生小学校	76	15	91
向台小学校	306	28	334
加良部小学校	707	48	755
橋賀台小学校	391	28	419
新山小学校	248	29	277
吾妻小学校	848	46	894
玉造小学校	330	30	360
中台小学校	171	17	188
神宮寺小学校	194	22	216
平成小学校	489	39	528
美郷台小学校	407	27	434
大須賀小学校	58	13	71
桜田小学校	117	18	135
前林小学校	70	16	86
津富浦小学校	119	17	136
川上小学校	130	16	146
公津の杜小学校	876	46	922
下総小学校	256	33	289

■中学校

学校名	推計値		
	生徒数	職員数	提供食数
成田中学校	578	47	625
久住中学校	148	20	168
西中学校	562	48	610
中台中学校	346	34	380
吾妻中学校	480	34	514
玉造中学校	304	32	336
下総中学校	134	22	156
大栄中学校	272	34	306

※新設小学校は大須賀小学校、桜田小学校、前林小学校、津富浦小学校、川上小学校の合計数とします。

※整備済の小学校・中学校は除きます。

(2) 現計画の組合せ

現計画

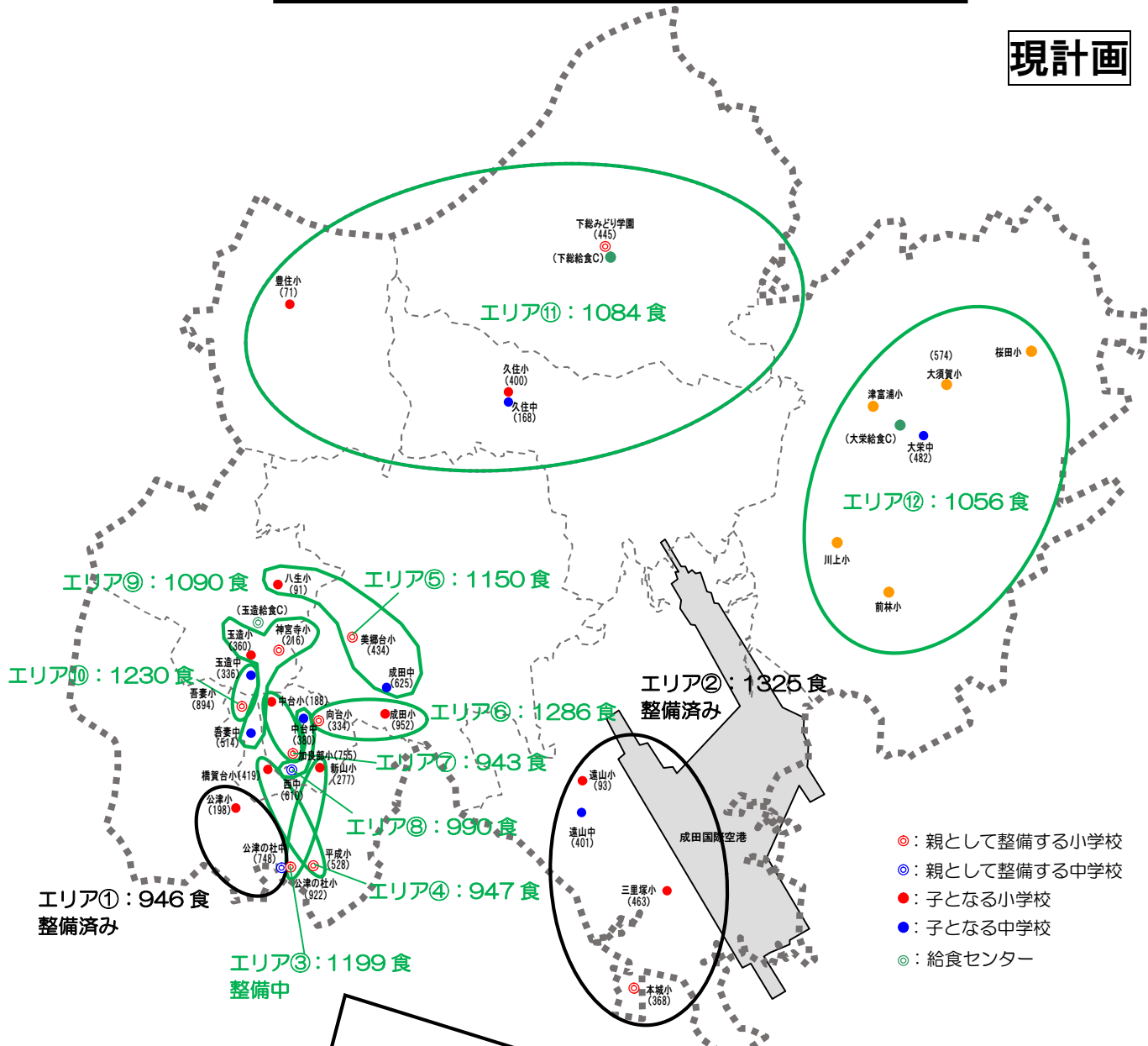
■親子方式組合せ一覧表「親子方式（現計画）」

エリア	小中	親子	学校名	食数	合計	備考
エリア①	小	子	公津小学校	198	946	整備済み
	中	親	公津の杜中学校	748		
エリア②	小	子	遠山小学校	93	1325	整備済み
	小	子	三里塚小学校	463		
	小	親	本城小学校	368		
	中	子	遠山中学校	401		
エリア③	小	子	新山小学校	277	1199	整備中
	小	親	公津の杜小学校	922		
エリア④	小	子	橋賀台小学校	419	947	許可不要
	小	親	平成小学校	528		
エリア⑤	小	子	八生小学校	91	1150	48条許可必要
	小	親	美郷台小学校	434		
	中	子	成田中学校	625		
エリア⑥	小	子	成田小学校	952	1286	48条許可必要
	小	親	向台小学校	334		
エリア⑦	小	親	加良部小学校	755	943	48条許可必要
	小	子	中台小学校	188		
エリア⑧	中	親	西中学校	610	990	48条許可必要
	中	子	中台中学校	380		
エリア⑨	小	子	玉造小学校	360	1090	48条許可必要
	小	親	神宮寺小学校	216		
	中	子	吾妻中学校	514		
エリア⑩	小	親	吾妻小学校	894	1230	48条許可必要
	中	子	玉造中学校	336		
エリア⑪	小	子	久住小学校	400	1084	許可不要
	小	子	豊住小学校	71		
	中	子	久住中学校	168		
	小中	親	下総みどり学園	445		
エリア⑫	小	親	新設小学校(大須賀小・桜田小・前林小・津富浦小・川上小)	574	1056	許可不要
	中	子	大栄中学校(大栄幼稚園)	482		

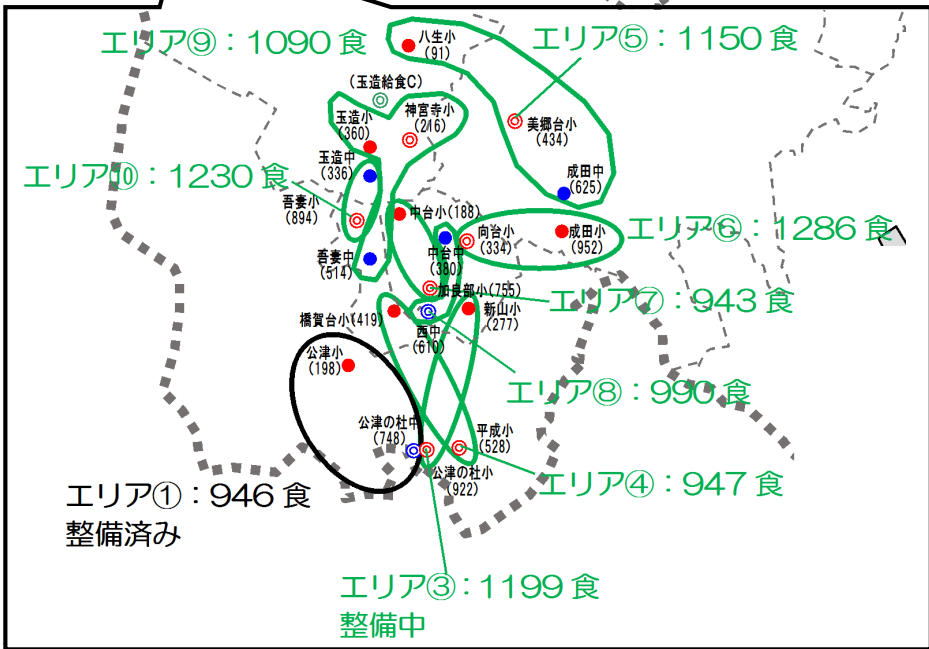
- ※1 エリア③から⑫までの食数は、平成28年度から32年度までの小学校・中学校の児童生徒数と職員数の推計値の最大となる数値を採用します。
- ※2 48条許可：共同調理場は、建築基準法上の「工場」扱いとなり、住宅系用途地域で建設するには建築基準法第48条の許可が必要になります。
- ※3 下総みどり学園は、下総小学校と下総中学校の小中一貫校です。
- ※4 大栄中学校の食数には、近接する大栄幼稚園の食数176食を加えています。

親子方式（現計画）配置図

現計画



拡大図



(3) 変更計画の組合せ

変更計画では、小学校を親子方式とし、中学校は老朽化した玉造給食センターを建替えて、成田ニュータウン及び周辺の中学校に給食を提供するセンター方式で行う親子方式(センター方式併用)とします。

変更計画

■親子方式組合せ一覧表「親子方式(センター方式併用)」

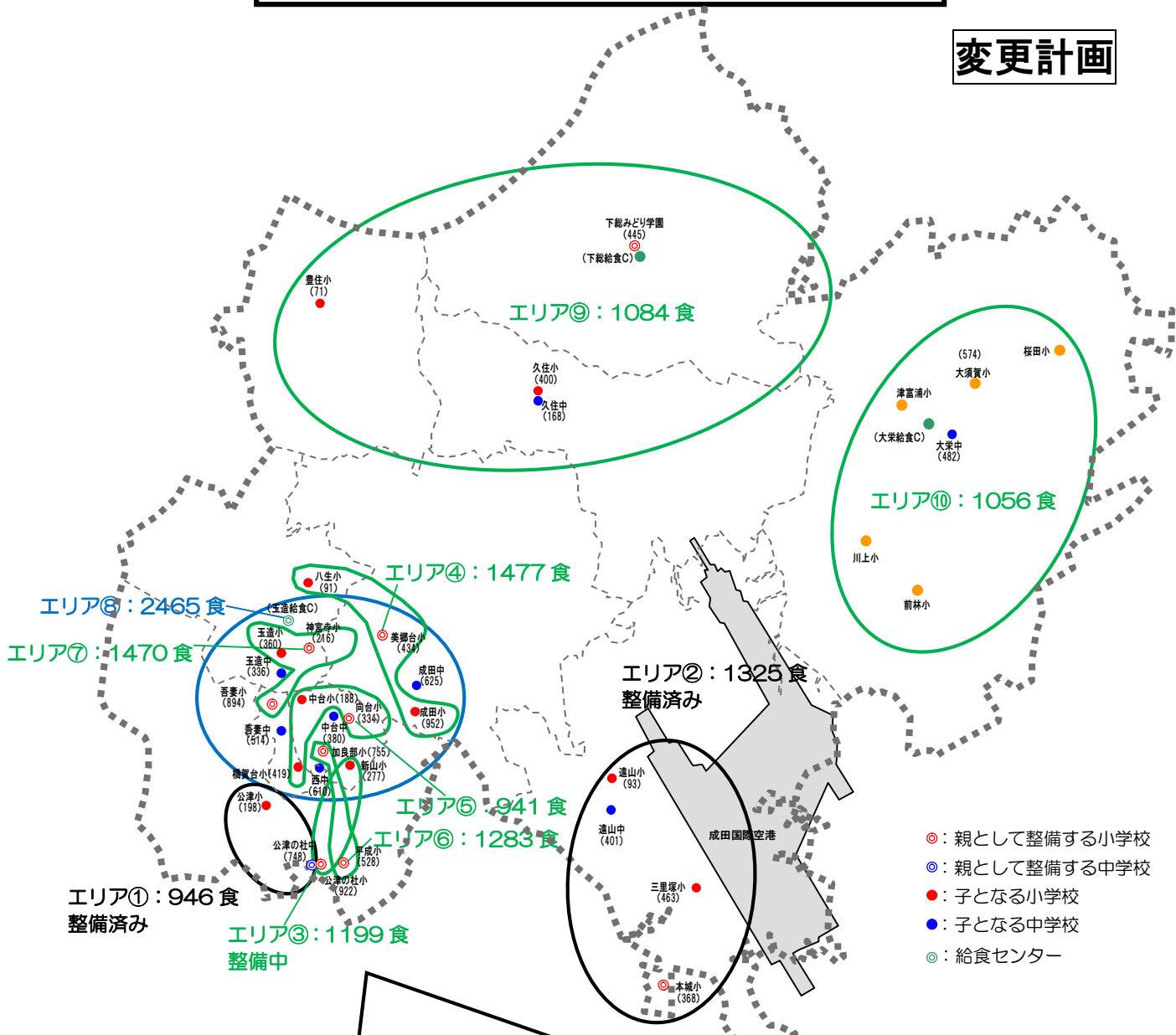
エリア	小中	親子	学校名	食数	合計	備考
エリア①	小	子	公津小学校	198	946	整備済み
	中	親	公津の杜中学校	748		
エリア②	小	子	遠山小学校	93	1325	整備済み
	小	子	三里塚小学校	463		
	小	親	本城小学校	368		
	中	子	遠山中学校	401		
エリア③	小	子	新山小学校	277	1199	整備中
	小	親	公津の杜小学校	922		
エリア④	小	子	成田小学校	952	1477	48条許可必要
	小	子	八生小学校	91		
	小	親	美郷台小学校	434		
エリア⑤	小	親	向台小学校	334	941	48条許可必要
	小	子	橋賀台小学校	419		
	小	子	中台小学校	188		
エリア⑥	小	子	加良部小学校	755	1283	許可不要
	小	親	平成小学校	528		
エリア⑦	小	子	吾妻小学校	894	1470	48条許可必要
	小	子	玉造小学校	360		
	小	親	神宮寺小学校	216		
エリア⑧	センター		玉造給食センター		2465	48条許可必要 (再許可)
	中	子	成田中学校	625		
	中	子	西中学校	610		
	中	子	中台中学校	380		
	中	子	吾妻中学校	514		
	中	子	玉造中学校	336		
エリア⑨	小	子	久住小学校	400	1084	許可不要
	小	子	豊住小学校	71		
	中	子	久住中学校	168		
	小中	親	下総みどり学園	445		
エリア⑩	小	親	新設小学校(大須賀小・桜田小・前林小・津富浦小・川上小)	574	1056	許可不要
	中	子	大栄中学校(大栄幼稚園)	482		

※1 エリア③から⑩までの食数は、平成28年度から32年度までの小学校・中学校の児童生徒数と職員数の推計値の最大となる数値を採用します。

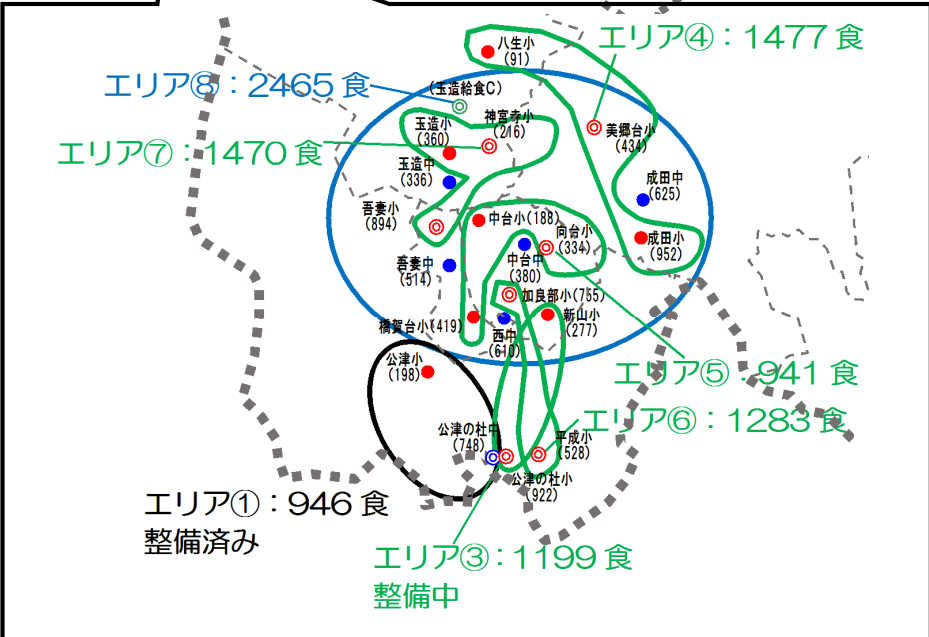
※2 既存の玉造給食センターは、建築基準法第48条許可は取得済みですが、建替時は再申請を行う必要があります。

親子方式（センター方式併用）配置図

変更計画



拡大図



(4) 整備案の比較

整備案		親子方式一現計画		親子方式（センター方式併用）－変更計画	
給食供給面	建設制限	○	共同調理場の場合、建築基準法上の用途は「工場」扱いとなるため、住宅系用途地域の学校敷地内で建設するには、建築基準法第 48 条許可の取得が前提となる。	◎	共同調理場の場合、建築基準法上の用途は「工場」扱いとなるため、住宅系用途地域の学校敷地内で建設するには、建築基準法第 48 条許可の取得が前提となるが、センター用地については、再許可申請のため、比較的取得が容易となる。
	建設用地	△	各学校の状況の変化により、敷地内への調理場整備が困難な学校が生じている。	◎	児童生徒の増加等により敷地内調理場整備が困難な学校を除外しているため、大きな問題は生じない。また、現在の玉造センター用地の有効活用ができる。
	整備工期	○	全整備計画の終了まで長期間を要する。	◎	センター用地を活用し、中学校分を対象とした給食施設を建設することにより、現計画と比べ整備工期を短くすることが可能となる。
	工事費	○	1 施設当たりの調理食数が少ないため、児童生徒へのきめ細かい対応が可能だが、施設数が 12 校と多いため、工事費が増加する。	◎	中学校分の食数についてセンターで調理を行えば、施設数を 10 箇所へ減らすことが可能となる。また、施設規模は大きくなるが、1 食当たりにかかる工事費は親子方式共同調理場より低く抑えることが可能である。
	衛生面	◎	各校における食材の検収、衛生管理基準の均一化を図るため、管理の徹底が必要となる。	◎	センターエリアにおいては、食材の検収、衛生管理基準を一括で実施することが可能となる。
施設運営費	光熱水費	○	12 校ある親学校でおのおの調理するため、各施設で光熱水費が掛かり、1 食当たりの費用は増加する。	◎	中学校分の給食については、一括して玉造のセンターで調理を行うため、全施設での 1 食当たりに掛かる光熱水費を抑えることができる。
	委託費	○	12 校ある親学校でおのおの調理するため、各施設で人員配置を行う必要がある。そのため、全体としての調理員数は多くなる。	◎	中学校分の給食については、一括して玉造のセンターで調理を行うため、現計画の親子方式に比べると調理員数を抑えることができる。
子どもへの対応	給食の温かさ	◎	親学校では温かい給食を提供可能である。子学校でも保温食缶を使用することにより、提供可能である。	○	保温食缶を使用することにより、提供可能であるが、親学校が少ない分、現計画より劣る。
	アレルギー対応	◎	特別調理室により児童生徒へのアレルギー対応が可能。1 施設当たりの対象児童生徒数が少なく、アレルギー対応には有利である。	◎	アレルギー食対応の特別調理室により、区画されたエリアにおいて安全に、アレルギー対応調理が可能である。
	食育	◎	給食や食材を身近に感じられ、食育に有効である。特に親学校の場合、栄養士による栄養指導などきめ細かい対応が可能である。	◎	食育スペースを設け調理風景等を近くから見学することを通じて、食育への活用にも有効な施設となる。
評価	○		◎		
	<p>当初計画の目的である給食の温かさ、アレルギー対応、食育など、児童生徒への対応については最も優れている。</p> <p>しかしながら、一部の学校の状況の変化により整備困難な学校が生じているため、整備計画の見直しが必要となる。</p>		<p>整備困難な学校とそのエリアを見直した結果、現センターの用地に中学校 5 校を対象とした新給食センターを建設することにより、問題を解決できる。また、このことによりニュータウン地区内の学校については、小中学校の給食を別献立で提供することが可能となる。また、整備工期・建設費の縮小が可能である。食育スペースを設けるため、食育を身近に感じられる機能も確保可能である。</p>		

Ⅲ. 施設の整備計画

1. 施設整備計画

(1) 給食施設の平面レイアウト

給食施設の平面レイアウトについては、以下の項目に配慮し計画を行いました。

①食物アレルギー対応食専用調理室の設置

アレルギー食品の混入のリスクを低減させ、安心・安全な給食の提供を目指すため、アレルギー専用調理室を設置する。

②炊飯設備の導入

新たに整備する給食施設においては、炊飯設備を導入する。

③熱源のベストミックス採用

熱源について、主要厨房機器はガス（蒸気含む）を基本としながらも、電気も採用し、ひとつの熱源に頼らないベストミックスの熱源を計画します。熱源を使い分け省エネルギー、環境保全、コスト、災害時対応等を比較検討のうえ、決定する。

④空調設備の設置

快適な作業環境を確保するとともに、安定した温度・湿度とすることで細菌の発生を抑え、食中毒の発生を予防するため、空調設備を設置する。

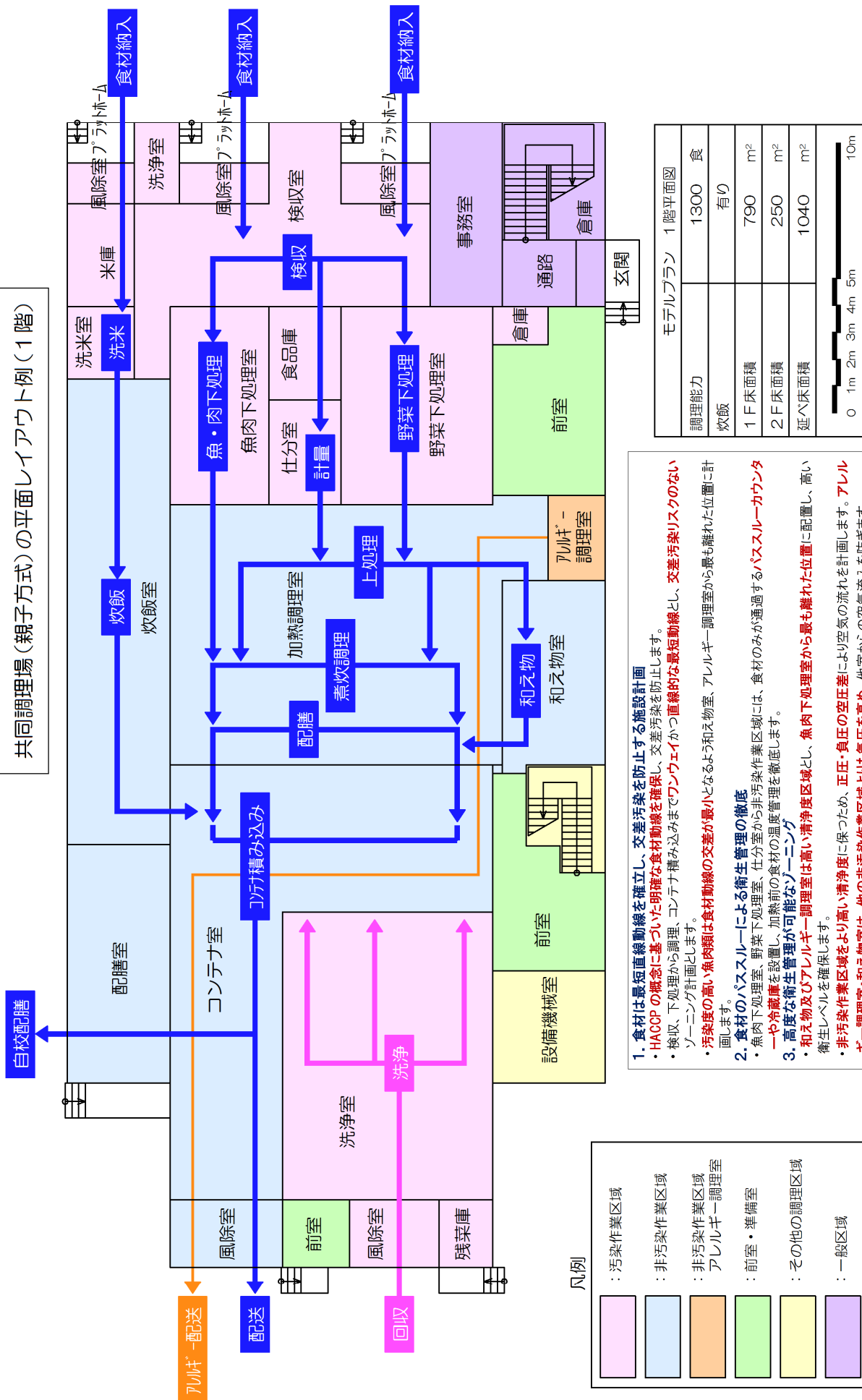
(2) 給食施設に求められる機能の整理

以下に給食施設に必要とされる機能と区分の考え方を示します。

区分		必要とする機能	
施設全体	給食エリア	汚染作業区域	検収室、米庫、洗米室、食品庫、仕分室、魚肉下処理室、野菜下処理室、洗浄室、残菜庫
		非汚染作業区域	加熱調理室、炊飯室、和え物室、アレルギー調理室、コンテナ室、配膳室
		前室	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室
	事務エリア	一般エリア	事務室、玄関、食育ルーム、見学通路、便所、廊下・階段
		調理員エリア	更衣室、洗濯乾燥室、便所
	その他		プラットフォーム、設備機械室
附帯施設		ゴミ置場、廃水処理施設、受水槽	

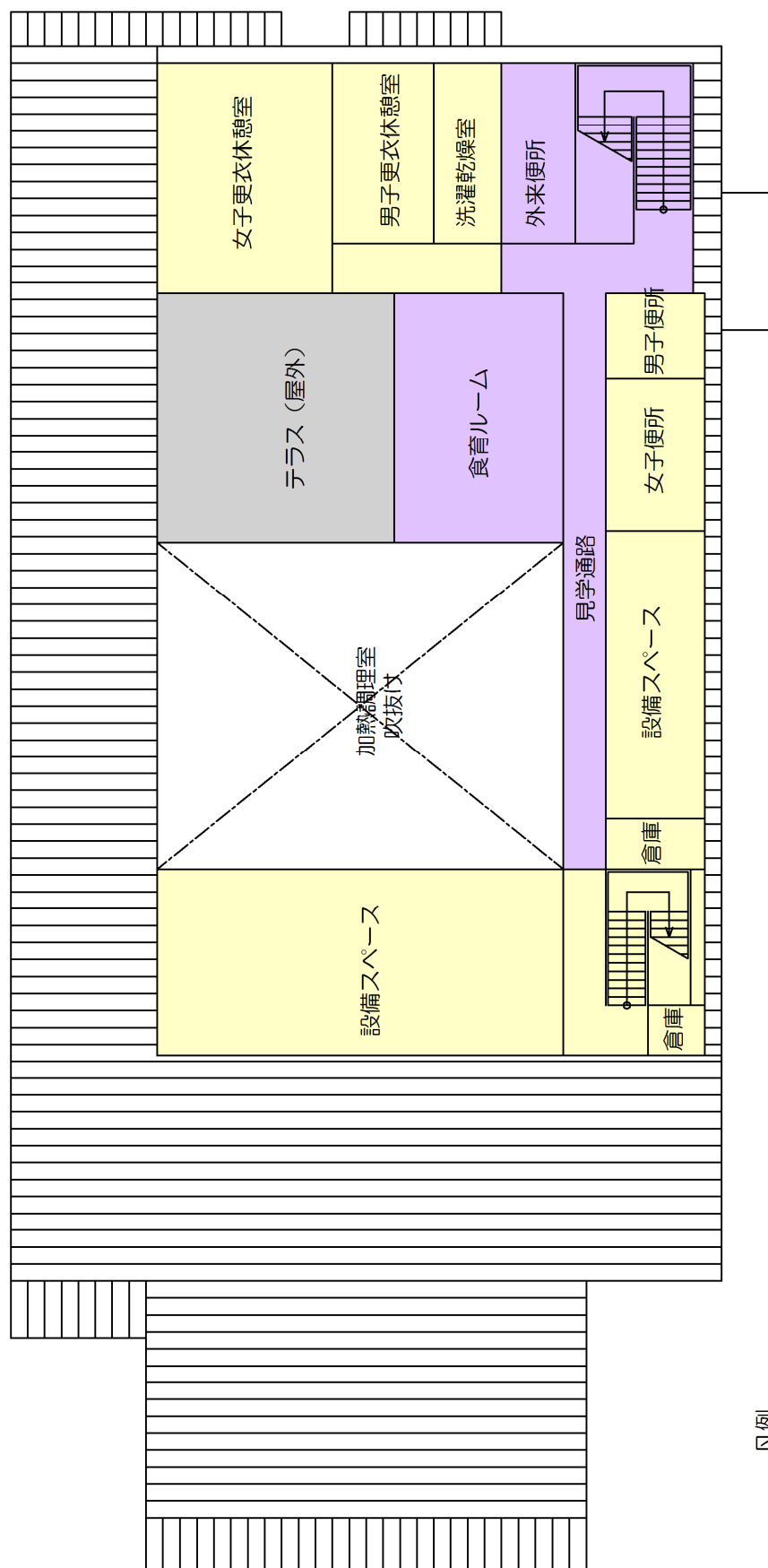
15、16 ページには、本市の考える親子方式の共同調理場施設のモデルプランを示します。なお、個別の敷地の形状や校舎との接続及び食数により、面積や形状の変更があります。

共同調理場（親子方式）の平面レイアウト例（1階）

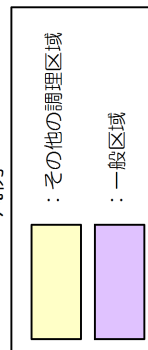


1. 食材は最短直線動線を確立し、交差汚染を防止する施設計画
 - ・ HACCP の概念に基づいた明確な食材動線を確保し、交差汚染を防止します。
 - ・ 検収、下処理から調理、コンテナ積み込みまでファンウェイかつ直線的な最短動線とし、交差汚染リスクのないゾーニング計画とします。
 - ・ 汚染度の高い魚肉類は食材動線の交差が最小となるよう和え物室、アレルギー調理室から最も離れた位置に計画します。
2. 食材のパスルーによる衛生管理の徹底
 - ・ 魚肉下処理室、野菜下処理室、仕分室から非汚染作業区域には、食材のみが通過するパススルーカウンターや冷蔵庫を設置し、加熱前の食材の温度管理を徹底します。
3. 高度な衛生管理が可能なゾーニング
 - ・ 和え物及びアレルギー調理室は高い清浄度区域とし、魚肉下処理室から最も離れた位置に配置し、高い衛生レベルを確保します。
 - ・ 非汚染作業区域をより高い清浄度に保つため、正圧・負圧の空圧差により空気の流れを計画します。アレルギー調理室・和え物室は、他の非汚染作業区域よりも気圧を高め、他室からの空気流入を防ぎます。
4. 機能的で無駄のない明快なゾーニング
 - ・ 事務エリアと給食エリアを明確に区分する、明快なゾーニング計画を行います。
 - ・ 事務エリアは外部からアクセスしやすい位置に配置することにより、来客者や食材搬入車への視認性を確保し、管理・防犯に役立ちます。

共同調理場（親子方式）の平面レイアウト例（2階）



凡例



モデルプラン 2階平面図	
調理能力	1300 食
炊飯	有り
1F床面積	790 m ²
2F床面積	250 m ²
延べ床面積	1040 m ²

0 1m 2m 3m 4m 5m 10m

2. 施設規模と配置

親となる学校について、以下に示す条件をもとに給食施設の施設規模と設置位置の検討を行いました。

- ・設置の検討には施設規模を想定する必要があるため、事例により、1300食以下を0.8㎡/食、1300食超2000食未満を0.75㎡/食、2000食以上を0.6㎡/食を施設規模の単位とする。
- ・配膳面を配慮し、校舎に接続できる位置に整備するものとし、敷地内における車両配送は原則として行わないこととする（やむをえない場合を除く）。
- ・原則として、グラウンドへの整備は避ける。ただし、サブグラウンド、広場等がある場合には、設置を検討する。
- ・出来る限り教室への日影等の影響が少ない配置とする。

給食施設設置校の配置計画を次ページ以降に示します。